

# 中小企業政策研究会会則

(名称)

第1条 本会は会の名称を「中小企業政策研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、中小企業診断士としての資質の向上と会員相互の交流を深めることを図り、会員各人が自ら研鑽を積むとともに、中小企業の育成・発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 一 中小企業政策に関する研究及び実務上の導入支援
- 二 経営に関する研究及び経営コンサルティングの実践
- 三 研究会、講演会及び見学会などの開催
- 四 簡易診断業務の受託及び実施
- 五 会員相互の懇親
- 六 その他必要と認められる活動

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、中小企業診断士の資格を有する者及びそれに準ずる者のうち、本会が入会を認めた者であることを要する。なお、新規入会会員には、入会后一回以上、研究会での研究発表、もしくは簡易診断の受診企業を本会に紹介することその他の行為で幹事会で定める事項を義務付ける。

(入会・退会)

第5条 本会の入会又は退会については、次の各号による。

- 一 会員は、会員の意思により本会をいつでも入会又は退会できるものとする。
- 二 会員は、本会の定める期限までに所定の年会費を納入しなければならない。年会費を納入しない会員は、本会を退会したものとみなす。
- 三 本会を退会した者又は退会したものとみなされた者は、メーリングリストから削除される他、本会に対する一切の権利を失うものとする。
- 四 本会を退会した者に対しては、退会した日が事業年度途中であっても会費の返還・精算は行わない。

(除名)

第6条 会員の除名については、次の各号による。

- 一 幹事会は、会員が本会の名誉を傷つけ又は会則もしくは公序良俗に反する行為を行い、本会の会員として不相当であると認められるときは、当該会員を除名することができる。
- 二 幹事会は、前号に定める場合のほか、本会活動に貢献していないと認められる会員を除名することができる。
- 三 除名を行う場合は、幹事会は、原則として予め当該会員に注意又は勧告を行うとともに、当該会員に弁明の機会を与えることができる。
- 四 除名された者は、幹事全員一致の入会承認がある場合を除いて再入会できない。

五 除名された者は、前条第3号及び第4号の規定を適用する。

(役員)

第7条 本会は、次の各号に定める役員を置く。

- 一 会長（代表）
- 二 幹事
- 三 会計
- 四 監査人
- 五 サポーター

(役員の仕事)

第8条 幹事は、幹事会を構成し、本会の運営に係る事務を処理する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 会計は、本会の収入支出の事務を処理し、会費を管理する。
- 4 監査人は、本会の会計監査を行う。
- 5 サポーターは、幹事を補佐し、本会の運営を支援する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(総会)

第10条 総会は、本会会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の各号に定める議案を審議し決定する。
  - 一 会則の改正に関する事
  - 二 役員の仕事及び解任
  - 三 決算
  - 四 その他本会の運営に関する重要な事項
- 3 前項の議案は、総会出席者の過半数をもって議決される。ただし、会則の改正及び役員の仕事の解任については、総会出席者の3分の2以上の議決を必要とする。
- 4 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月内に行われる研究会までに開催する。
- 5 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 6 総会は、会長が招集する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事をもって構成される。

- 2 幹事会は、次の各号に定める議案を審議し決定する。
  - 一 総会で議決した事項の執行に関する事
  - 二 総会に付議すべき事項
  - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 前項の議案は、幹事会出席者の過半数をもって議決される。
- 4 幹事会は、会長が招集する。

(役員の仕事)

第12条 役員は、本会のために使用する場合には、次に示す金額の剰余金使用権限を有する。

- 一 幹事会：全員の承諾をもって、金5万円以内
- 二 会長：金1万円以内
- 三 会計：金5千円以内

(会費)

第13条 本会の年会費は5千円とする。

2 会費の使途は、下記のとおりとする。

- 一 チーム活動費（プロジェクト活動を含む）
- 二 診断協会関連業務遂行に対する謝礼
- 三 本会業務遂行に対する謝礼・慰労
- 四 本会活動に要する会場費、コピー代その他の費用
- 五 義援金、支援金その他の特別支出

3 前項第一号から第四号に関する支出の基準、金額については、第10条第3項に定める総会の議決をもって決定する。

4 前々項第五号の支出については、第11条第3項に定める幹事会の議決をもって決定し、幹事会は支出後に会員に対して支出内容について報告する義務を負う。

(守秘義務)

第14条 会員は、本会の許可がない限り、次に定める事項に関する秘密情報（以下「秘密情報」という）を第三者に漏洩又は開示してはならない。

- イ 会員名簿、メールアドレス等の会員の個人情報に関する事項
- ロ 会員が提供した会社情報、ノウハウ、技術、営業に関する事項
- ハ 客観的に秘密と考えられる情報に関する事項
- ニ その他本会が特に秘密保持の対象として指定した事項

2 会員は、秘密情報が第三者に漏洩もしくは開示され、又は第三者に秘密情報の複製物が配布されたことが明らかになった場合には、その旨を直ちに本会へ報告し、本会の事実調査に全面的に協力する義務を負うとともに、漏洩した複製物の回収又は情報の消去に努めなければならない。

3 会員は、秘密情報に関する書類、写真、電子的記録等の資料及びそれらの複写又は複製物を厳重に保管しなければならない。

4 会員は、本条に規定する守秘義務について、本会を退会し又は除名された後においても常に負うものとする。

5 会員又は本会を退会しもしくは除名された者が本条の規定に違反した場合には、本会及び本会会員の被害を賠償するものとする。また、本条の規定に違反した会員については、本会則第6条に定める除名処分を受けることがある。

(事業年度)

第15条 事業年度は毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則（平成19年4月1日会則）

この会則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月26日改正会則）

第1条 この会則は、平成23年6月26日から適用する。

第2条 この改正の適用の日の属する事業年度は、本則第15条にかかわらず、平成23年1月1日に始まり、平成24年3月31日に終わるものとする。

第3条 本則第13条第1項に規定する年会費の金額については、平成24年4月1日に始まり、平成25年3月31日に終わる事業年度については、特例として3千円とする。

附 則（平成24年6月13日改正会則）

この会則は、平成24年6月13日から適用する。

附 則（平成25年6月18日改正会則）

この会則は、平成25年6月18日から適用する。

附 則（平成26年1月26日改正会則）

この会則は、平成26年1月26日から適用する。

附 則（平成29年3月14日改正会則）

この会則は、平成29年4月1日から適用する。